

平成 25 年 7 月 17 日

県政記者クラブ各位

岩手県産業復興相談センター

岩手産業復興機構による第 67～69 号の債権買取案件の決定について

7 月 16 日（火）、岩手県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、岩手産業復興機構において、債権買取の第 67～69 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 10 月 3 日（月）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、岩手県中小企業再生支援協議会（盛岡商工会議所内）に「岩手県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 11 月 11 日（金）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「岩手産業復興機構」を設立しました。

岩手産業復興機構では、以下の 3 事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。当センターの要請に基づく債権買取案件は累計で 69 件となります。

▽ 事業者・支援の概要

- 沿岸北部地域の水産加工業者。津波により、工場や倉庫等が損壊したほか、機械設備や商品在庫も流失。グループ補助金の活用等により設備を復旧させ、23 年 8 月より事業を再開したが、地元漁港の漁獲量減少や風評被害の影響により売上が低迷。今後は、水産業関連補助金の活用等により新工場を建設し、付加価値の高い商品開発を進めて売上拡大を図ることで、本格的な復興を目指す計画。必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。
- 沿岸南部地域の水産加工業者。津波により、工場や倉庫等が損壊したほか、車両や在庫も流失。グループ補助金の活用や金融機関からの借入等により工場等を新設して、23 年 8 月より事業を再開。今後は、更なる生産設備の増強により、本格的な復興を目指す計画。必要な資金の調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。
- 沿岸南部地域の販売業者。震災前は本社および事業所の 2 拠点で営業。津波により、本社では、建物や倉庫、在庫等が流失したほか、事業所でも備品等が損壊。震災後は本社の復旧は図らず、被災の影響が比較的小さかった事業所にて事業を再開。必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。

以 上

問合せ先：岩手県産業復興相談センター

企画グループ：田口

電話 019-681-0812